

令和2年度 町民税・県民税の特別徴収事務の手引き

神奈川県と県内すべての市町村から重要なお知らせです

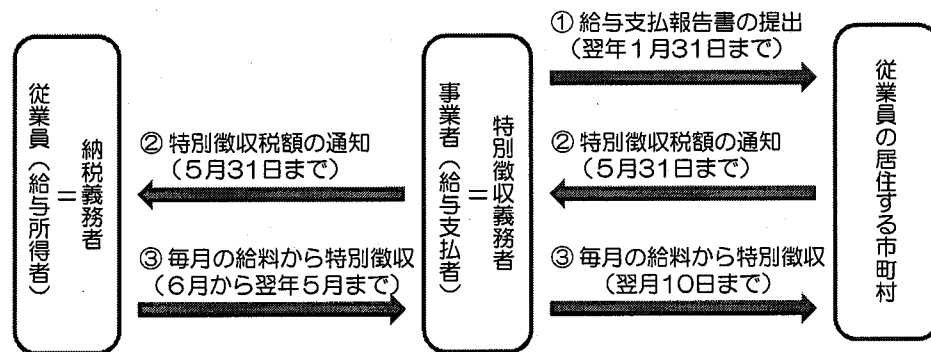
神奈川県内の33市町村では、平成26年7月29日に、平成28年度までに特別徴収義務者となるべき事業者に対して、特別徴収義務者の指定（特別徴収税額の通知）を行うことを宣言しました。

これにより、原則すべての事業者の皆さんには、従業員の町民税・県民税を特別徴収（給与天引き）していただくこととなります。

ご協力をお願いいたします。

1 特別徴収制度とは

所得税の源泉徴収義務がある事業者（給与支払者）は、地方税法第321条の3の規定により、従業員の町民税・県民税を毎月の給料から徴収し、従業員の住所地の市町村に納めることが義務付けられています。



2 特別徴収への切替えに係る経過措置

これまで特別徴収が徹底されていなかった実態と、普通徴収から特別徴収への切り替えにかかる事業者の負担に配慮し、当面は、以下の者について普通徴収を一時的に認めるよう措置します。

(1) 当面普通徴収を認める給与受給者（給与の支払を受ける従業員）

① 他から支給されている給与から町民税・県民税が特別徴収されている給与受給者

- 給与支払者が複数ある場合で、一の特別徴収義務者から特別徴収される給与支払報告書のほかに給与支払報告書があるときは、当該給与支払報告書に係る税額については、普通徴収とすることができます。

② 毎月の給与が少額のため、特別徴収税額を引き去ることができない給与受給者

- 給与支払報告書提出時点において、給与の支給が少額（前年の給与所得が町民税・県民税の均等割非課税限度額以下のほか、派遣労働者等におけるインターバル期間、日給月給、休職等による支給額の減少など）であり、特別徴収税額を給与から引き去ることができない月がある見込みの給与受給者
- 特別徴収義務者指定後において、同様の状況となることが見込まれる場合は、特別徴収義務者から異動届を提出の上で普通徴収を認めます。

③ 給与が毎月支給されていない給与受給者

- 当該年度において、給与が支給されない月が生じる（派遣労働者等のインターバル期間、事業閉鎖）ことが見込まれる給与受給者
- 特別徴収義務者指定後において、同様の状況となることが見込まれる場合は、特別徴収義務者から異動届を提出の上で普通徴収を認めます。

④ 個人事業主の事業専従者となっている給与受給者

- 個人事業主の従業員のうち、事業専従者に該当する者については、毎月給与が支払われているかの確認が困難であることから、普通徴収を認めます。
- 個人事業主から給与支給を受ける事業専従者以外の従業員は、他の普通徴収を認める事由に該当しない限り、特別徴収とします。

⑤ 5月31日までの退職等により当該年度の6月以降の特別徴収税額を徴収できないと見込まれる給与受給者

- 給与支払報告書の提出（期限後に提出されたものを含む）時点において、退職や休職などが決まっている場合で特別徴収を行うことができないことが明白であるときは普通徴収を認めます。

(2) 当面特別徴収しないことを認める給与支払者（給与の支払をする事業者）

① (1)に該当する給与受給者を除いた総給与受給者が2名以下の事業者

- 事業者については法人、個人を問いません。
- 総給与受給者とは、当該事業者が給与を支払う他市町村の居住者を含むすべての従業員をいいます。

② 特別徴収実施のために電算システムの導入又は改修を要するなど、直ちに実施することが困難な事情がある事業者

- 主に電算システムの改修を想定するもので、その他の困難事由の認定については個別に判断します。

3 納期と納入方法

葉山町が送付する「給与所得等に係る町民税・県民税 特別徴収税額の決定又は変更通知書」に記載された月割額を、徴収した月の翌月10日までに納入してください。10日が金融機関の休業日の場合は、金融機関の翌営業日が納期限となります。

- 当町作成の納入書を使用する場合は、払込指定金融機関（納入書裏面に記載）より納入してください。
- 当町作成の納入書を使用しない場合は、納入書の送付を省略しますので、給与支払報告書（総括表）、特別徴収への変更依頼書、給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書を提出する際に、その旨をお知らせください。
- 東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、群馬県、栃木県、茨城県、山梨県以外に所在するゆうちょ銀行・郵便局で納入される場合は、葉山町が発行する「指定通知書」が必要になりますので、お問い合わせください。

4 未徴収税額の一括徴収

翌年1月1日から4月30日までに退職等をした場合は、地方税法第321条の5第2項の規定により、納税義務者の申し出がなくても、未徴収の税額を給与や退職手当等から一括徴収することが義務付けられています。

なお、6月1日から12月31日までに退職等をした場合は、納税義務者の申出または了解を得て、一括徴収していただくこともできます。

5 納期の特例

給与所得者が常時 10 人未満である特別徴収義務者の場合には、町長に「町民税・県民税特別徴収税額の納期の特例に関する申請書」を提出し承認を受けることで、納期の特例を受けることができます。

申請書は、葉山町ホームページからダウンロードしていただくか、当町税務課にありますので、お問い合わせください。

この特例が適用されると、月割額を毎月納入するのではなく、6月～11月の徴収分をまとめて11月の納期限に、12月～翌年5月の徴収分をまとめて翌年5月分の納期限に、年2回で納入できます。

6 異動届出書の提出について

給与所得者が退職・休職等により特別徴収できなくなった場合は、その事由が発生した月の属する日の翌月 10 日までに「給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を葉山町に提出してください。

また、転勤等により新勤務先で引き続き特別徴収を継続する場合は、旧勤務先・新勤務先でそれぞれ記入する欄がありますので、異動届出書の左欄外の注意書きをご覧ください。

なお、個人番号については、新勤務先にて記入してください。

回付・提出は、旧勤務先 → 新勤務先 → 葉山町税務課の順です。

7 税額の変更

特別徴収税額に変更があった場合は、変更後の「給与所得等に係る町民税・県民税 特別徴収税額の決定又は変更通知書」を送付します。通知された変更月から徴収金額を変更してください。

なお、納入書については、当初お送りした納入書の金額を訂正して使用してください。

8 退職所得に係る町民税・県民税の特別徴収

退職所得に対する町民税・県民税については、所得税の場合と同じく、他の所得と分離して支払者が自ら計算し、退職金の支払いの際に特別徴収することになっています。

(1) 退職所得の金額

$$\text{退職所得の金額} = (\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$$

(1,000 円未満の端数切捨て)

(2) 退職所得控除額の計算

勤続年数が 20 年以下	40 万円×勤続年数 (80 万円に満たないときは、80 万円)
勤続年数が 20 年超	70 万円×(勤続年数－20 年)＋800 万円

* 障害者になったことに直接起因して退職したと認められる場合は、上記の金額に 100 万円を加えた金額が控除額になります。

(3) 税額の計算

退職所得の金額	×	町民税 6%	=	町民税額
	×	県民税 4%	=	県民税額

100円未満切捨て

* 役員等（役員等としての勤続年数 5 年以下の者に限る）については、退職手当等に係る 1/2 の措置は適用されません。

* 分離課税される退職所得については、神奈川県県民税超過課税（税率 0.025%）は適用されません。

(4) 納入方法

「町民税・県民税納入申告書」に必要事項を記入し、それを葉山町に徴収した月の翌月 10 日までに提出するとともに、申告した額を同日までに納入してください。

「納入書」により納付する場合は、「退職」の欄に納入額を記入し、裏面の「町民税・県民税納入申告書」に必要事項を記入してください。

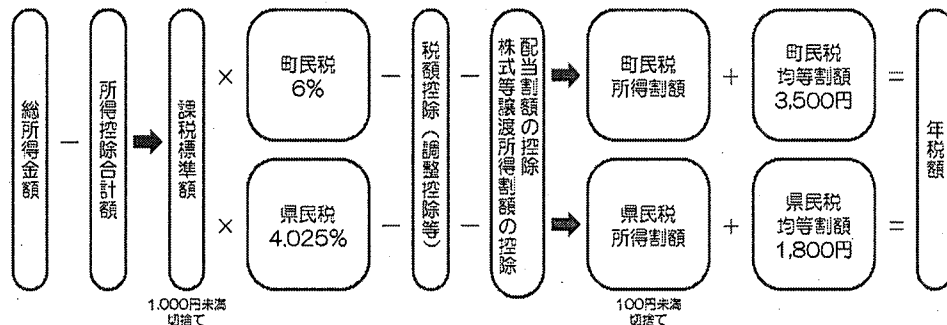
9 特別徴収への切替え

就職、その他の事由により、年度途中で特別徴収に切り替える場合は、本書に綴られている「特別徴収への変更依頼書」を提出してください。

10 特別徴収義務者の所在地・名称変更

特別徴収義務者の所在地や名称が変更になった場合は、本書に綴られている「特別徴収義務者所在地・名称変更届書」を提出してください。代表者の変更のみの場合は、提出の必要はありません。

11 町民税・県民税の計算方法



- ※ 平成 26 年～35 年度まで、震災復興にかかる臨時的措置として、町民税均等割、県民税均等割に各 500 円 (合計 1,000 円) が加算されます。
- ※ 神奈川県では、水源環境保全・再生のため、県民税均等割に 300 円、県民税所得割に 0.025% を上乘せしています。
- ※ 分離課税所得がある場合は、計算方法が異なります。

【お問い合わせ】

〒240-0192

神奈川県三浦郡葉山町堀内 2 1 3 5 番地

葉山町役場 総務部税務課 町民税係

電話 046(876)1111 内線 251~253

URL <http://www.town.hayama.lg.jp>

地方税法等の改正により、本書記載内容の一部が変更される場合があります。